

1. 住団連の基本的な考え方

「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」報告書のとおり、災害のほとんどは、「規則で義務付けられている措置が実施されていない」現場で発生している。

従って、平成 21 年 6 月に強化された足場からの墜落防止措置の効果は高く、規則遵守の徹底を図るべきである。

2. 論点 1 について

足場の組立・解体時における最上層からの墜落・転落事案の 98% (別紙の①) が規則で義務付けられている措置が実施されていない、又は不安全行動等があった現場で発生しているという事実から、更なる強化には反対である。

なお、手すり先行工法については、低層住宅建設に使用する足場(わく組足場以外)への更なる普及には賛成である。ただし、従来機材の在庫状況、手すり先行工法機材の準備状況、組立作業者の習熟度(レベル出しを従来の足場より厳しく行わないと組立作業の遅延、後戻り等が生じる)、コスト等を勘案考慮しながら更なる普及を行う必要がある。

3. 論点 2 について

通常作業時における足場からの墜落・転落事案の 99% (別紙の②) が規則で義務付けられている措置が実施されていない、又は不安全行動等があった現場で発生しているという事実から、更なる強化には反対である。

特に墜落・転落防止用の幅木については、幅が 45cm 以下の作業床においては歩行が困難で極めて危険である。

部長通達に定める「より安全な措置」については、各現場の状況(建物形状による足場設置の状況・・・建物躯体からの距離が 30cm を超える等)に応じて、適宜に安全確保のために対応すべきであり、規則に盛り込む必要性はない。

4. 論点 3 について

足場の点検・補修については、事業者が義務付けられている。従って、第三者による足場の点検については、責任所在の問題、点検待ちによる職人の手待ち等の問題があり反対である。

なお、現実として足場の点検・管理体制については、各々の住宅生産者において優劣の差があることは否めない。よって第三者による足場の点検については、まず自らが点検を行ったうえで、アドバイス・再確認を受ける意味で各住宅生産者が任意に取り入れるべきことである。

5. 論点 4 について

関係団体が足並みを揃えて、普及啓発活動を継続的に行なうことにより規則の周知・実行の徹底を図っていくとともに、米国、ヨーロッパ等の現場段階における違反に対する反則金制度等の調査も考慮すべきである。

6. その他：一側足場の取扱いについて

低層住宅現場は、狭小敷地であることが多く、抱き足場の場合や作業床幅が 200~210、240~250、300~350、400~450(足場メーカーによる)等の足場がほとんどである。

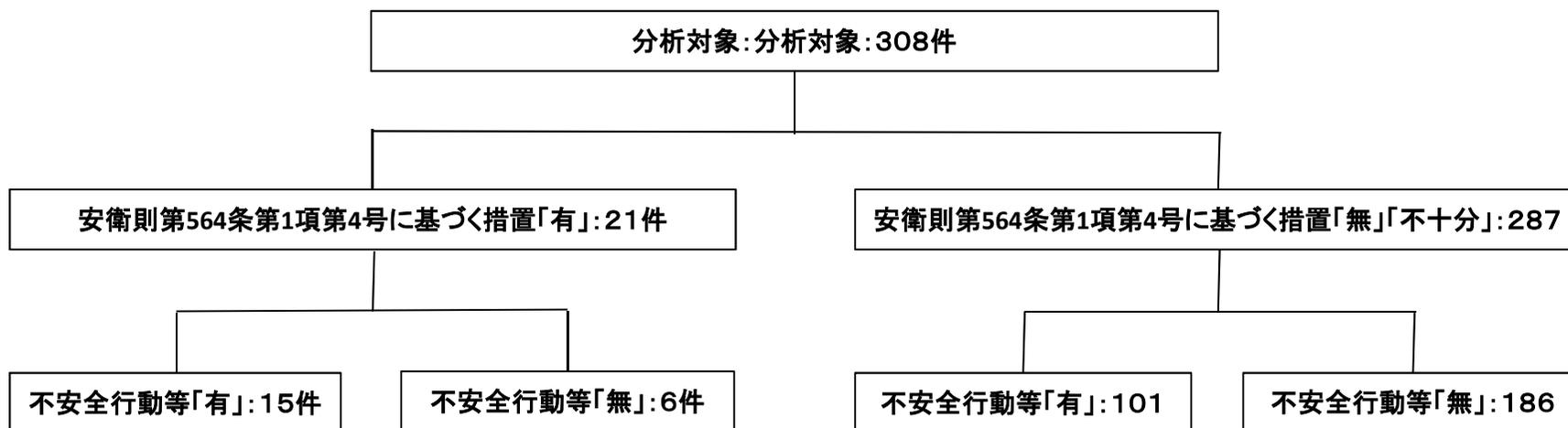
こういった状況の中で墜落・転落防止用の幅木を設置した場合、作業床上の歩行が困難で極めて危険である。

また、中さんについても作業床が幅狭の場合は、腰を屈めて作業する際には中さんが腰から臀部に当たり建物作業面と正対できない場合があり危険である。

従って、短絡的に墜落・転落防止用の幅木、中さん等を一側足場へ導入・規制することには反対である。

以上

① 平成21～23年度における組立・解体時における足場の最上階からの墜落・転落災害発生状況(死傷災害)



② 平成21～23年度における通常作業時における足場からの墜落・転落災害発生状況(死傷災害)

